

赤穂市病院事業使用料徴収規程の一部を改正する改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 日

赤穂市病院事業管理者 林 晃史

赤穂市病院事業管理規程第 4 号

赤穂市病院事業使用料徴収規程（昭和 5 7 年赤穂市病院事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項中「3 4 7 円」を「3 7 1 円」に、「5 5 9 円」を「5 9 8 円」に、「5 3 9 円」を「5 7 6 円」に改める。

付 則

この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。